

令和6年度個人住民税と所得税が 定額で減税されます



☎ 税務課 町民税係 ☎ (83) 1224 給付金については ☎ 福祉課 福祉推進係 ☎ (83) 1226

令和6年度税制改正により令和6年度の個人住民税（個人町民税・県民税）と所得税の定額減税が実施されます。所得税の詳細については、右の二次元コードを読み取りの上、特設サイトからご確認ください。



定額減税特設サイト
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/>

1 定額減税の対象となる方

〈個人住民税〉 令和5年分の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は、給与収入2,000万円以下）の方。 ※均等割のみ課税される方、非課税の方は対象外

〈所得税〉 令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は、給与収入2,000万円以下）の方。

2 定額減税額

- (1) 納税義務者本人 **4万円**（個人住民税1万円、所得税3万円）
- (2) 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）1人につき**4万円**（個人住民税1万円、所得税3万円）

計算例：納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族2人の場合（4人家族）

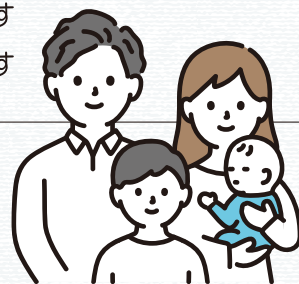
〈個人住民税〉 減税可能額 = 1万円 × (本人 + 扶養親族数3人) = 4万円※1

〈所得税〉 減税可能額 = 3万円 × (本人 + 扶養親族数3人) = 12万円※2

合計
16万円

※1 減税可能額が所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします

※2 減税可能額が所得税額を超える場合は、所得税額を限度とします



3 個人住民税における定額減税の実施方法

(1) 給与から個人住民税が差し引かれる方（特別徴収）

令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11回に分けて徴収します。

(2) 個人住民税を納付書や口座振替でお支払いいただく方（普通徴収）

定額減税前の税額をもとに算出した第1期（6月）の税額から減税し、減税しきれない場合は、第2期（8月）以降の税額から順次減税します。

(3) 公的年金から個人住民税が差し引かれる方（年金特別徴収）

定額減税前の税額をもとに算出した10月分の特別徴収税額から減税し、減税しきれない場合は、12月分以降の税額から順次減税します。